

安全保障理事会議長声明

「国際の平和および安全に関する脅威」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2012年4月25日に開催された、安全保障理事会の第6760回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、国際連合憲章に従った、国際の平和および安全の維持に関する安保理の主要な責任を再確認する。

安全保障理事会は、武力紛争、テロリズム、大量破壊兵器および小型武器の拡散、越境組織犯罪、海賊、薬物や人身の取引を含む国際の平和および安全に関する発展しつつある課題と脅威を認識する。安保理は、国連憲章の第7章および第7章の下でとられた他の決定、とりわけ決議1373(2001)および1540(2004)並びに安保理の他の関連諸決議（以下、「違法な国境を越えた取引や移動」とする）に従って安全保障理事会により課された国連制裁体制に違反した、これらの課題と脅威、武器の国境を越えた違法取引、薬物取引、核、化学および生物兵器、その運搬手段並びに関連物資の非国家関係者による取引、対立している鉱産物の取引それとテロリストやその資金の移動に係わって、適切な場合には、対処してきた。安保理は、そのような違法な国境を越えた取引や移動が、これらの課題や脅威のもとであることに関心を示している。安保理は、そのような違法な国境を越えた取引や移動が、その多くが総会や他の国連組織や機関により審議されている横断的問題点に関与していることを認識する。

安保理は、1972年の議定書により修正された1961年の麻薬に関する単一条約、1971年の向精神薬に関する条約、1988年の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約、2000年の越境組織犯罪防止国際連合条約およびその議定書、2003年の腐敗の防止に関する国際連合条約並びにテロリズムに係わる関連する条約や議定書のような、関連する国際諸条約に留意する。安保理は、小型武器に関する国際連合行動計画並びに国際追跡文書および人身取引と闘う国際連合世界行動計画を想起する。

安全保障理事会は、国境を越えたコミュニケーション、国際交流および国際的な人口移動の利益を再確認する。しかしながら安全保障理事会は、違法な国境を越えた取引や移動により与えられる国際の平和および安全に関する様々な課題と脅威が、世界が一層相互に接続してくるにつれて、増加してきたこ

とに留意する。安全保障理事会は、世界的に拡大した社会においては、新しい情報やコミュニケーション技術でより良い装備を持った、組織化された犯罪者集団やネットワークが、その違法活動をより多様化した結びつけてきており、幾つかの事例においては国際の安全に対する脅威を悪化させていることに留意する。

安全保障理事会は、加盟国の国境を安全にすることは、加盟国の主権的特質であることを再確認し、またこの文脈において、主権平等および領土保全の原則を含む、国連憲章の目的および原則に対する安保理の責務を再確認する。安全保障理事会は、全ての加盟国に対し、国を越えた脅威の拡散を効果的に閉じこめるため国境管理を改善することを求める。安全保障理事会は、加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全または政治的独立に対するものを慎まなければならないこと、および国連が国連憲章に従ってとるいかなる行動についても国連にあらゆる援助を与え、且つ、国連の防止行動または強制行動の対象となっているいかなる国に対しても援助の供与を慎まなければならないことを再確認する。

安全保障理事会は、明白な戦略が、違法な国境を越えた取引や移動により与えられる脅威に対処するために必要であることを認識する。それにもかかわらず安保理は、違法な国境を越えた取引や移動が、組織化された犯罪者集団やネットワークによりしばしば促進されてきたことに注視する。安保理は、そのような違法な国境を越えた取引や移動が、幾つかの事例においては、加盟国の国境を安全にすることにおいて加盟国により経験された類似の脆弱性を利用していること、そしてそれはそのような違法な国境を越えた取引や移動が、加盟国の国境を安全にするための加盟国の能力を改善することで、対処されることができることに更に留意する。安全保障理事会は、需要および供給要因を含む、違法な国境を越えた取引や移動を促進することに資する条件に取り組むために、必要な場合には、包括的且つ均衡のとれた対処方法を採用することの重要性を更に認識し、またこの観点から国際協力の重要性を強調する。

安全保障理事会は、加盟国に対し、国連憲章第7章の下で採択された安全保障理事会の関連諸決議に由来する義務を含む、違法な国境を越えた取引や移動に対してその国境を安全にすることに関して、人権および国際難民と人道法を含む、適用可能な国際法の下での関連する義務を十分に遵守することを求める。安全保障理事会は、この観点から、全ての加盟国に対し、その関連する国際義務の全てを十分に尊重し且つ履行することを求める。

安全保障理事会は、加盟国および関連機構に対し、そのような違法な国境を越えた取引や移動と闘うために協力および適切な場合には戦略を高めることを奨励する。

安全保障理事会は、加盟国並びに国際機構および関連する地域的や準地域的機構に対し、適切な場合にはその既存の職務権限の範囲内で、国際法に従って、要請に基づきまた相互協定により、違法な国境を越えた取引や移動に対して加盟国の国境を安全にするための能力を構築するために加盟国を支援する取組を強化することを奨励する。

安全保障理事会は、安全保障理事会の補助機関を含む、幾つかの国連組織が既にそのような支援を申し出ていることに注視する。安全保障理事会は、国を越えた脅威に対し調整された対応を申し出るために、模範例の使用やどこで行われたものであれ、パリ条約イニシアティブのような関連する活動からの実際的な経験の交換を通したものを含む、一貫性、国連システム全体を通した行動の重要性を認識する。

安全保障理事会は、事務総長に対し、上記第2段落において示されたような、違法な国境を越えた取引や移動に対抗する加盟国を助ける国連の関連活動に関する包括的な調査と評価を提供する報告を6か月後に提出することを招請する。